

研修・体験イベント実施約款

特定非営利活動法人

秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

（目的）

第1条 事業実施約款（以下「本約款」といいます。）は、特定非営利活動法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」といいます。）が実施する研修・体験イベントに関し当該研修・体験イベントの参加者と締結する契約（以下「本契約」といいます。）について定めるものです。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 協議会が法令に反せず、かつ参加者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定に関わらず、その特約を優先します。

（研修・体験イベントの内容）

第2条 協議会は、本約款に定める規定に従い、参加者に対して以下の研修・体験イベント（以下「本事業」といいます。）を提供します。

- （1）グリーン・ツーリズム活動を通じた農山漁村地域の活性化に資する研修・体験イベント
- （2）農家民宿や農家レストラン等の起業支援に関する研修
- （3）その他、協議会定款第3条の目的を達成するための研修・体験イベント

（参加費）

第3条 参加者は、協議会に対し、協議会が別途定める参加費を支払うものとします。

2 前項の参加費は、実施日当日に現地で現金払い又は協議会が指定する銀行口座への振込みによって支払うものとします。ただし、選考結果等を通知した際に別途支払方法を指定した場合は、その内容を優先します。

（参加申込み・申込方法）

第4条 参加希望者は、協議会指定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入し、E-mail（info@akita-gt.org）、FAX（018-829-5895）、郵便または電話（018-829-5895）のうち協議会が別途定める方法にて参加申込みを行うものとします。

2 前項の申込みに対し、協議会がこれを承諾した時点で、参加の予約が成立し本契約が締結されたものとするが、選考結果等を通知している場合は、その内容を優先します。

（参加予約の拒否）

第5条 協議会は、次に掲げる場合において、本契約の締結に応じないことがあります。

- （1）協議会があらかじめ明示した参加条件を満たしていないとき。
- （2）参加申込みが、この約款によらないとき。

(3) 参加希望者が募集予定数に達したとき。

(4) 参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(5) 参加者が、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(6) 協議会の業務上の都合があるとき。

(7) 本事業に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により本事業を提供することができないとき。

(参加予約の変更・キャンセル)

第6条 本契約の予約の変更又はキャンセルを希望する者は、E-mail (info@akita-gt.org)、FAX (018-829-5895)、または電話 (018-829-5895) によって予約の変更又はキャンセルを申入れするものとします。

2 前項の申入れに対し、協議会がこれを承諾した時点で、予約の変更又はキャンセルが成立するものとします。

(キャンセル料)

第7条 予約のキャンセルをした者は、予約のキャンセルについて、予約日の5日前より参加費の50%、予約当日より参加費の100%に相当する金額をキャンセル料として協議会に支払うものとします。

2 参加申込者が、事前の連絡なしに事業開始時刻を過ぎても現地に現れない場合は、参加費の100%に相当する金額をキャンセル料として協議会に支払うものとします。

(協議会の解除権－事業開始前の解除)

第8条 協議会は、次に掲げる場合において、本契約を解除することがあります。

(1) 協議会があらかじめ明示した参加条件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 参加申込者数が最少催行人員に達しなかったとき。

(3) 参加者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該事業に耐えられないと認められるとき。

(4) 参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認められるとき。

(5) 参加者が、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(6) 本事業に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(7) 天災等不可抗力に起因する事由、官公署の命令その他の協議会の関与し得ない事由が生じた場合において、事業の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(8) 参加者が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 参加者が協議会が指定する期日までに参加費を支払わないときは、当該期日の翌日において参加者が契約を解除したものとします。この場合において、参加者は、協議会に対し、前条第一項に定めるキャンセル料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

3 協議会は、第一項(2)に掲げる事由により契約を解除しようとするときは、参加申込締切日から3日以内に、中止する旨を参加者に通知します。

(協議会の解除権—事業開始後の解除)

第9条 協議会は、次に掲げる場合において、事業開始後であっても、参加者に理由を説明して、契約の一部を解除することがあります。

(1) 参加者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により事業の継続に耐えられないとき。

(2) 参加者が事業を安全かつ円滑に実施するためのスタッフその他の者による協議会の指示への違背、これらの者又は同行する他の参加者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該事業の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(3) 天災等不可抗力に起因する事由、官公署の命令その他の協議会の関与し得ない事由が生じた場合であって、事業の継続が不可能となったとき。

2 協議会が前項の規定に基づいて契約を解除したときは、協議会と参加者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、参加者が既に提供を受けたサービスに関する協議会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

3 前項の部分において、協議会は、参加費のうち参加者がいまだその提供を受けていないサービスに係る部分の金額から、当該サービスに対して、キャンセル料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを参加者に払戻します。

(参加費の払戻し)

第10条 協議会は、前四条の規定により、参加予約がキャンセルされ、又は契約が解除された場合において、参加者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、参加予約のキャンセル又は事業開始前の解除による払戻しにあつてはキャンセルの成立又は解除の翌日から起算して七日以内に、事業開始後の解除による払戻しにあつては、事業終了日の翌日から起算して三十日以内に参加者に対し当該金額を払い戻します。

(契約解除後の帰路手配)

第11条 出発地に戻るために要する一切の費用は、参加者の負担とします。

(協議会の責任)

第12条 協議会は、事業の履行に当たり、協議会が故意又は重大な過失により参加者に

損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して2年以内に当協議会に対して通知があった場合、その損害を賠償する責に任じます。ただし、それが協議会の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 参加者が天災等不可抗力に起因する事由、官公署の命令その他の協議会の関与し得ない事由により損害を被ったときは、協議会は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 協議会は、参加者の手荷物について生じた損害については、第一項の場合を除き、一切の責任を負いません。

(免責事項)

第13条 前条の規定に関わらず、以下の場合には協議会は一切の責任を負いません。

- (1) 事業実施中に発生した事件、事故、盗難、紛失等
- (2) 参加者間のトラブル
- (3) アレルギーや禁忌食物に起因する事故等において、参加者がアレルギーや禁忌食物の告知をしなかった場合
- (4) 参加者が協議会の指示に反した行為を行った場合
- (5) 参加者が参加者の義務を履行しなかった場合

(参加者の責任)

第14条 参加者の故意又は過失により協議会が損害を被ったときは、参加者は協議会に対し、その損害を賠償していただきます。

(反社会勢力の排除)

第15条 参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(約款の変更)

第16条 協議会は、参加者の承諾無くこの約款を変更することがあります。約款が変更

された後のサービスに係る参加費その他の条件は、変更後の約款によります。

平成30年6月27日 制定